

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 都市と農村の交流等

【目標】①

国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化

ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数

【測定指標の選定理由】

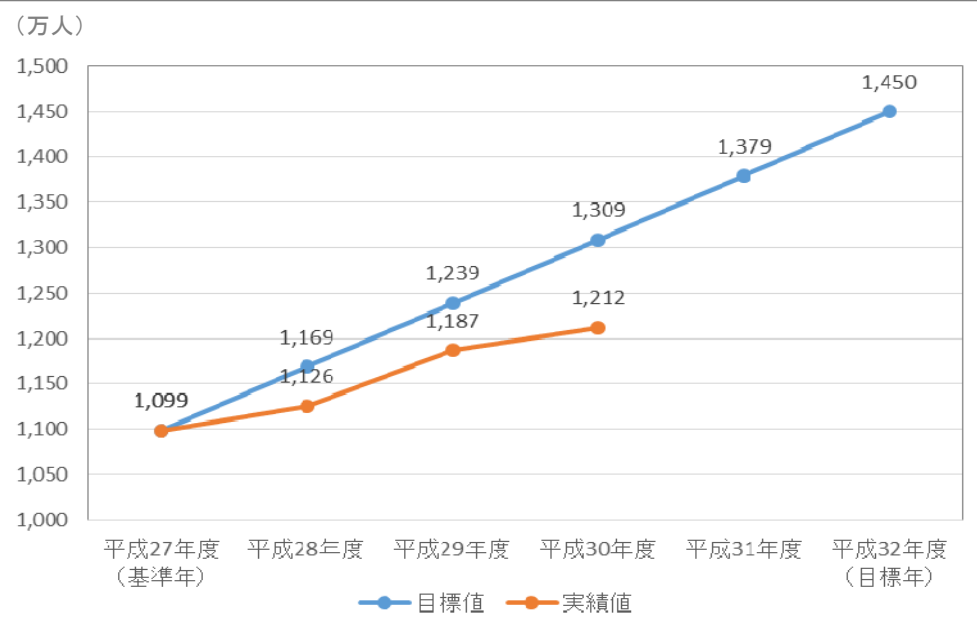
都市と農山漁村の交流人口(注2)を拡大することにより、農村地域においては経済的効果、高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の創出などの社会的効果があるとともに、都市住民に対しては、農村滞在や定住及び二地域居住に係る潜在的な願望が実現されること、また、今後、訪日外国人旅行者数が増加することが予想されることから、国内の交流人口及び外国人の交流人口の合計数を増加させることを測定指標として選定した

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

国内の交流人口については、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」を、外国人の交流人口については、「農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数」の増加を目標とし、両者の合計を目標値として設定した。

なお、目標値は、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成27年度の実績を基に、「農山漁村に関する世論調査」(平成26年 内閣府)を用いて、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要人口を推計することにより算出し、また、農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数については、平成27年度の実績を基に、「訪日外客数」(日本政府観光局)及び「訪日外国人の消費動向 平成27年 年次報告書」(観光庁)を用いて、訪日外国人旅行者におけるグリーン・ツーリズムの潜在需要を推計した。

なお、令和元年度までの各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定数で「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数」を増加させることとした。



出典: 農林水産省農村振興局調べ及び「訪日外客数統計」(日本政府観光局)

【その他参考資料】

—

施策(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

【目標】①

都市住民に対する都市農業の理解の促進

ア 都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査

【AP改革項目関連: 社会資本整備等分野①】

【測定指標の選定理由】

都市農業振興基本法第3条において、都市農業の振興に関する施策は、幅広い国民の都市農業の有する多様な機能についての理解の下に推進されなければならないと規定されている。このため、都市農業について国民の理解が得られていることを確認し得る指標として、「地産地消による新鮮で安全な食料の供給」、「身近な農業体験・交流活動の場の提供」、「防災空間の確保」についての意識・意向調査を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、令和2年度において、都市住民のおよそ3人に2人の理解が得られることとして、70%を設定した。

また、目標年度については、食料・農業・農村基本計画が、10 年程度先を見通して定められていることから、令和2年度とした。

【コンパクトシティの形成において、多様な機能を有する都市農地は、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ること等が必要とされている。都市農業についての幅広い国民の理解の高まりは、コンパクトシティの形成促進に寄与するものである。】

都市農業に対する肯定的評価の割合の推移

年度	基準値	実績値	目標値
平成23年度	52%	-	-
平成27年度	52%	59%	60%
平成28年度	52%	60%	62%
平成29年度	52%	64%	64%
平成30年度	52%	62%	66%
平成31年度	52%	68%	70%
平成32年度	52%	70%	70%

平成23年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度
(基準値)

■ 基準値 ■ 実績値 ■ 目標値

出典:「都市農業・都市農地に関するアンケート調査」(農林水産省農村振興局)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期～長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
注2	交流人口	観光、レジャー、ビジネス等を目的として、一時的・短期的に当該地域を訪れる(交流する)人口のこと。